

津市農業経営基盤強化資金等利子補給金交付要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 46 号

改正 平成 20 年 5 月 30 日訓第 52 号

平成 20 年 9 月 30 日訓第 65 号

平成 21 年 4 月 30 日訓第 38 号

平成 26 年 7 月 31 日訓第 57 号

令和 6 年 3 月 29 日訓第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、融資機関が認定農業者に対し、認定農業者に係る農業経営改善計画に即した規模拡大及び経営改善を図るために必要な資金の融資を行う場合において、当該融資に係る利子補給を行うことにより、認定農業者の当該融資の円滑な調達を図り、もって農業経営の基盤の確立及び近代化に資するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき利子補給金を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、農業経営改善計画が適当である旨の市長の認定を受けた者をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の利子補給金は、「農業経営基盤強化資金等利子補給金」（以下「利子補給金」という。）と称する。

(支給の対象)

第 4 条 利子補給金は、本市の区域内に住所（法人にあつては、所在地）を有する認定農業者に次に掲げる融資を行う融資機関に対して、これを交付するものとする。この場合において、株式会社日本政策金融公庫が行う融資にあつては、株式会社日本政策金融公庫が指定する認定農業者の口座へ直接振り込むものとする。

(1) 三重県農業経営近代化資金融通措置要綱（昭和 48 年 9 月 29 日制定）の規定に基づく農業近代化資金の融資

(2) 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づく農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（以下「農業経営基盤強化資金」という。）の融資
（利子補給金交付期間）

第5条 利子補給金交付期間は10年（償還期間が10年未満の場合はその償還期間となる年数）を限度とする。

（利子補給率）

第6条 利子補給率は、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 農業近代化資金 基準金利から県利子補給率、公益財団法人農林水産長期金融協会による利子補給率及び融資機関による利子補給率等を差し引いた実質発生金利の2分の1に相当する率（当該率が0.5パーセントを超えるときは、0.5パーセント）

(2) 農業経営基盤強化資金 基準金利から公益財団法人農林水産長期金融協会による利子補給率等を差し引いた実質発生金利の2分の1に相当する率（当該率が0.5パーセントを超えるときは、0.5パーセント）

（利子補給金の額）

第7条 利子補給金は、利子補給金の交付を受ける年度（以下この条において「交付年度」という。）の前年度の1月から交付年度の12月までの期間に生じた償還金につき、次の計算式により算出した額（当該額と認定農業者が融資機関に支払った利子の額が異なる場合にあっては、いずれか少ない額）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

償還前の融資残高（円）×利子補給率（％）×利子計算期間（日）÷365
（利子補給補助の承認申請）

第8条 融資機関は、利子補給金交付に係る融資を実行するときは、次に掲げる書類を融資実行日までに市長に提出しなければならない。

(1) 農業経営基盤強化資金等利子補給補助承認申請書（第1号様式）

(2) 特別融資制度審査会の認定を証するもの（写し）

(3) 融資の決定を証するもの（写し）

(4) 期日別年次償還表

(5) 委任状（第2号様式）

（利子補給補助の承認）

第9条 市長は、農業経営基盤強化資金等利子補給補助承認申請書を受理した

ときは、内容を審査し、適当と認めるときは、農業経営基盤強化資金等利子補給補助承認書（第3号様式）を融資機関に交付するものとする。

（融資実行の報告及び利子補給補助の変更承認申請）

第10条 融資機関は、農業経営基盤強化資金等貸付実行報告書（第4号様式）及び融資の実行を証するもの（写し）を利子補給金交付に係る融資を実行した日から14日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前条の規定による補助承認後から融資実行日までに基準金利等に変更が生じた場合は、農業経営基盤強化資金等利子補給補助変更承認申請書（第5号様式）を併せて市長に提出しなければならない。

（利子補給補助の変更承認）

第11条 市長は、農業経営基盤強化資金等利子補給補助変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、農業経営基盤強化資金等利子補給補助変更承認書（第6号様式）を融資機関に交付するものとする。

（交付申請の期限）

第12条 規則第3条第1項の別に定める期日は、毎年1月10日とする。

（添付書類）

第13条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 農業経営基盤強化資金等利子補給金交付申請明細書（第7号様式。以下「明細書」という。）

(2) 明細書に記載の償還内容を証する書類（写し）

（利子補給金の交付の決定及び額の確定）

第14条 市長は、交付申請書（規則第1号様式）を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給金の交付の決定を行うとともに交付すべき利子補給金の額を確定し、その旨を農業経営基盤強化資金等利子補給金交付決定及び確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（利子補給金の交付の打切り）

第15条 市長は、農業近代化資金又は農業経営基盤強化資金の融資を受けた認定農業者が当該資金を目的外に使用したときは、融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切ることができる。

（報告の徴収等）

第16条 融資機関は、市長が利子補給金に係る資金の融資に関し報告を求めたとき、又は職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることが

必要と認めるときは、これに協力しなければならない。

（適用除外）

第 17 条 利子補給金については、規則第 12 条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第 6 号様式）の提出を要しないものとする。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓の規定は、平成 18 年 1 月 1 日以降に融資機関が行う第 4 条に規定する融資に係る利子補給金について適用し、同日前に合併前の津市認定農業者経営改善支援事業利子補給金交付要綱（平成 9 年津市訓第 18 号）、久居市農業経営近代化資金利子補給金交付規則（平成 8 年久居市規則第 24 号）、久居市農業経営基盤強化資金利子補給金交付規則（平成 12 年久居市規則第 53 号）、芸濃町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成 7 年芸濃町要綱第 3 号）、安濃町農業経営基盤強化資金等利子補給金交付要綱（平成 15 年安濃町要綱第 1 号）、一志町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成 8 年一志町告示第 10 号）、一志町農業経営近代化資金利子補給金交付要綱（平成 8 年一志町告示第 11 号）、白山町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成 8 年白山町要綱第 2 号）、白山町農業経営近代化資金利子補給金交付要綱（平成 8 年白山町要綱第 3 号）又は美杉村農業経営近代化資金利子補給金交付規則（昭和 50 年美杉村規則第 4 号）（以下「合併前の要綱」という。）の規定により融資機関が行った融資に係る利子補給金については、なお合併前の要綱の例による。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日以後、前項の規定により合併前の要綱により利子補給金を交付する場合の交付申請の期限及び交付申請の添付書類については、合併前の要綱の規定にかかわらず、この訓の規定を適用するものとする。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日訓第 52 号）

この訓は、平成 20 年 6 月 2 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日訓第 65 号）

この訓は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 30 日訓第 38 号）

この訓は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 31 日訓第 57 号）

この訓は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日訓第 50 号）

- 1 この訓は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市農業経営基盤強化資金等利子補給金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に補助承認を受けた融資に係る利子補給金について適用し、同日前に補助承認を受けた融資に係る利子補給金については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 8 条関係）

農業経営基盤強化資金等利子補給補助承認申請書

年 月 日

（宛先） 津市長

所在地

融資機関 名 称

代表者氏名

（資金の名称）の貸付について利子補給補助を受けたいので、次のとおり申請します。

（資金の名称）			借入額	融 資 実 行 （ 予 定 ） 日	貸付利率	市 利子補給率	償還期限	据置期限	償還 方法	利子補給 期 間	備 考
借入者 氏 名	融資決定日	融 資 決定番号									
	年 月 日		千円	年 月 日	年 % (年 %)	年 % (融資機関 利子補給率) 年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	

※ 貸付利率の（ ）は、県利子補給補助率及び公益財団法人農林水産長期金融協会による利子補給補助率を差し引いた利率を記入してください。

第2号様式（第8条関係）

委 任 状

年 月 日

（宛先）津市長

委任者

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名） ⑩

受任者（融資機関）

所在地

名 称

代表者氏名 ⑩

私（委任者）は、（資金の名称）の利子補給を受けたいので、受任者の（融資機関名）を代理人と定め、同利子補給の交付に関する一切の権限を委任いたします。

第 3 号様式（第 9 条関係）

農業経営基盤強化資金等利子補給補助承認書

津市（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった（資金の名称）の利子補給補助について、次のとおり承認します。

（資金の名称）			借入額	融 資 実 行 （ 予 定 ） 日	貸付利率	市 利子補給率	償還期限	据置期限	償還 方法	利子補給 期 間	備 考
借入者 氏 名	融資決定日	融 資 決定番号									
	年 月 日		千円	年 月 日	年 % (年 %)	年 % (融資機関 利子補給率) 年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	

※ 貸付利率の（ ）は、県利子補給補助率及び公益財団法人農林水産長期金融協会による利子補給補助率を差し引いた利率を記入してください。

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

農業経営基盤強化資金等貸付実行報告書

年 月 日

（宛先） 津市長

所在地

受任融資機関 名 称

代表者氏名

（資金の名称）に係る貸付を実行しましたので、次のとおり報告します。

（資金の名称）			借入額	融 資 実行日	貸付利率	市 利子補給率	償還期限	据置期限	償還 方法	利子補給 期 間	備 考
借入者 氏 名	融資決定日	融 資 決定番号									
	年 月 日		千円	年 月 日	年 % (年 %)	年 % (融資機関 利子補給率) 年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	

※ 貸付利率の（ ）は、県利子補給補助率及び公益財団法人農林水産長期金融協会による利子補給補助率を差し引いた利率を記入してください。

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

農業経営基盤強化資金等利子補給補助変更承認申請書

年 月 日

（宛先）津市長

所在地

受任融資機関 名 称

代表者氏名

年 月 日付け津市（記号番号）で承認を受けた（資金の名称）の利子補給補助について、次のとおり変更承認申請します。

（資金の名称）			借入額	融 資 実行日	貸付利率	市 利子補給率	償還期限	据置期限	償還 方法	利子補給 期 間	備 考
借入者 氏 名	融資決定日	融 資 決定番号									
	年 月 日		千円	年 月 日	年 % (年 %)	年 % (融資機関 利子補給率) 年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	

※ 貸付利率の（ ）は、県利子補給補助率及び公益財団法人農林水産長期金融協会による利子補給補助率を差し引いた利率を記入してください。

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

農業経営基盤強化資金等利子補給補助変更承認書

津市（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付け津市（記号番号）で承認をし、 年 月 日付けで変更承認申請のあった（資金の名称）

の利子補給補助について、次のとおり変更承認します。

（資金の名称）			借入額	融 資 実行日	貸付利率	市 利子補給率	償還期限	据置期限	償還 方法	利子補給 期 間	備考
借入者 氏 名	融資決定日	融 資 決定番号									
	年 月 日		千円	年 月 日	年 % (年 %)	年 % (融資機関 利子補給率) 年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	

※ 貸付利率の（ ）は、県利子補給補助率及び公益財団法人農林水産長期金融協会による利子補給補助率を差し引いた利率を記入してください。

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

農業経営基盤強化資金等利子補給金交付申請明細書

借入 年度	借入者名	償還内容				利子補給率 (C)	利子補給額 (A) × (C) × (B) /365	備考
		残高 (A)	利率	利子計算期間 (B)	償還利子			
		円	%	年 月 日 ~ 年 月 日 日間	円	%	円	

- 1 繰上償還があった場合は、備考欄にその償還年月日及び金額を記入してください。
- 2 利子補給額の算出に当たっては、1 円未満は切り捨ててください。償還利子と上記の計算式に基づき算出した利子補給額に差が生じた場合は、いずれか少ない額を利子補給額に用いることとします。

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

農業経営基盤強化資金等利子補給金交付決定及び確定通知書

津市（記号番号）
年 月 日

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった 年度農業経営基盤強化
資金等利子補給金を下記のとおり条件を付けて交付しますので、津市農業経営
基盤強化資金等利子補給金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額

金 _____ 円

条 件

- 1
- 2
- 3
- 4

備 考

- 1 この通知書の内容及び条件について不服があるときは、この通知書を受け
取った日の翌日から起算して 1 0 日以内に、申請の取下げができます。
- 2 補助事業等については、津市監査委員の監査を受ける場合があります。